

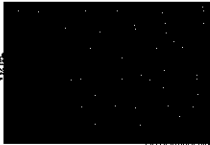
発室発第66号

平成26年7月4日

原子力規制委員会

原子力規制庁 原子力防災政策課長 殿

日本原子力発電株式会社

執行役員 発電管理室長 石坂 善 

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成25年12月19日付け敦総安発第21号にて届け出ました「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、弊社組織改正及び人事異動に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以 上

添付資料

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 読替表

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読 替 前	読 替 後	理 由								
第2章 原子力災害事前対策の実施 第1節 原子力防災体制等の整備 1. 体制の区分 (1) 警戒体制 警戒事象が発生したとき、又は原子力規制庁から警戒事態の発生について連絡を受けたときは、要員参集、情報収集及び連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実かつ円滑に行うため、警戒体制を設ける。 (2) 原子力防災体制 原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、下表のとおり原子力防災体制を定める。 原子力防災体制の内容 <table><tr><th>発生事象</th><th>体制の名称</th></tr><tr><td>原災法第10条第1項に基づく通報を行ったとき</td><td>原子力防災体制</td></tr></table> 2. 原子力防災組織、原子力防災要員等 (1) 発電所 ① 原子力防災管理者は、発電所に別図2-1に示す原子力防災組織を設置する。 ② 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。 ③ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-2に定める業務を行う。 ④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、様式2を用いて、配置又は変更した日から7日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 ⑤ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員の内から次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、本店等に必要に応じて要員派遣を要請する。 a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力 b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力 c. 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力	発生事象	体制の名称	原災法第10条第1項に基づく通報を行ったとき	原子力防災体制	第2章 原子力災害事前対策の実施 第1節 原子力防災体制等の整備 1. 体制の区分 (1) 警戒体制 警戒事象が発生したとき、又は原子力規制庁から警戒事態の発生について連絡を受けたときは、要員参集、情報収集及び連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実かつ円滑に行うため、警戒体制を設ける。 (2) 原子力防災体制 原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、下表のとおり原子力防災体制を定める。 原子力防災体制の内容 <table><tr><th>発生事象</th><th>体制の名称</th></tr><tr><td>原災法第10条第1項に基づく通報を行ったとき</td><td>原子力防災体制</td></tr></table> 2. 原子力防災組織、原子力防災要員等 (1) 発電所 ① 原子力防災管理者は、発電所に別図2-1に示す原子力防災組織を設置する。 ② 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。 ③ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-2に定める業務を行う。 ④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、様式2を用いて、配置又は変更した日から7日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 ⑤ 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員の内から次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、本店等に必要に応じて要員派遣を要請する。 a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力 b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策への協力 c. 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力	発生事象	体制の名称	原災法第10条第1項に基づく通報を行ったとき	原子力防災体制	変更なし
発生事象	体制の名称									
原災法第10条第1項に基づく通報を行ったとき	原子力防災体制									
発生事象	体制の名称									
原災法第10条第1項に基づく通報を行ったとき	原子力防災体制									

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
(2) 本店 ① <u>本店総務室長</u>は、本店に別図 2-3 に示す本店総合災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）の組織を整備する。 ② 本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。 ③ 社長は、原子力防災管理者（発電所に対策本部を設置したときは発電所対策本部長）が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。 3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務 (1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。 ① 原子力防災組織の統括 ② 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報 ③ 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置 ④ 第 2 章に規定する原子力災害事前対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施及び第 4 章に規定する原子力災害中長期対策の実施（①から③までの職務を除く。） ⑤ 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力 (2) この計画において、原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。 (3) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者があらかじめ別表 2-4 のとおり任命するものとし、職務は次のとおりとする。 ① 原子力防災管理者の補佐 ② 原子力防災管理者が発電所にいないときの原子力防災組織の統括 (4) 原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、副原子力防災管理者に別表 2-4 に定める代行順位に従って、原子力防災管理者の職務を代行させる。 (5) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、様式 3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 (6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。	(2) 本店 ① <u>発電管理室長</u>は、本店に別図 2-3 に示す本店総合災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）の組織を整備する。 ② 本店対策本部の組織は、この計画に従い、本店における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために発電所が行う対策活動を支援する。 ③ 社長は、原子力防災管理者（発電所に対策本部を設置したときは発電所対策本部長）が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。 3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務 (1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。 ① 原子力防災組織の統括 ② 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報 ③ 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置 ④ 第 2 章に規定する原子力災害事前対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施及び第 4 章に規定する原子力災害中長期対策の実施（①から③までの職務を除く。） ⑤ 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力 (2) この計画において、原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。 (3) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者があらかじめ別表 2-4 のとおり任命するものとし、職務は次のとおりとする。 ① 原子力防災管理者の補佐 ② 原子力防災管理者が発電所にいないときの原子力防災組織の統括 (4) 原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、副原子力防災管理者に別表 2-4 に定める代行順位に従って、原子力防災管理者の職務を代行させる。 (5) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、様式 3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 (6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。	組織改定に伴う改定

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
第2節 原子力防災組織の運営方法 1. 体制の発令及び解除の方法 (1) 警戒体制の発令 ① 発電所 a. 第2章第1節1. (1)に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 b. 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、直ちに別図2-1に記載する発電所警戒本部を設置し、自ら発電所警戒本部長として発電所警戒本部を統括管理するとともに、<u>本店発電管理室長に報告する。</u> ② 本店 a. <u>本店発電管理室長は、原子力防災管理者から発電所における警戒体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに本店総務室長に伝達する。</u> 本店総務室長は、別図2-7により社内関係箇所に伝達する。また、報告を受けた社長は、本店における警戒体制を発令するとともに、直ちに別図2-3に記載する本店警戒本部を設置し、自ら本店警戒本部長として本店警戒本部を統括管理する。 (2) 警戒体制の解除 ① 発電所 発電所警戒本部長は、次の場合、本店警戒本部長と協議のうえ、警戒体制を解除することができる。 a. 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されている場合にあっては当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合。 b. 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が終息し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合。 ② 本店 本店警戒本部長は、発電所警戒本部長から警戒体制の解除について協議があった場合、本項(2). ①. a. 又はb. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、本店における警戒本部を解散することができる。	第2節 原子力防災組織の運営方法 1. 体制の発令及び解除の方法 (1) 警戒体制の発令 ① 発電所 a. 第2章第1節1. (1)に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 b. 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、直ちに別図2-1に記載する発電所警戒本部を設置し、自ら発電所警戒本部長として発電所警戒本部を統括管理するとともに、<u>発電管理室長に報告する。</u> ② 本店 a. 発電管理室長は、原子力防災管理者から発電所における警戒体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに別図2-7により社内関係箇所に伝達する。また、報告を受けた社長は、本店における警戒体制を発令するとともに、直ちに別図2-3に記載する本店警戒本部を設置し、自ら本店警戒本部長として本店警戒本部を統括管理する。 (2) 警戒体制の解除 ① 発電所 発電所警戒本部長は、次の場合、本店警戒本部長と協議のうえ、警戒体制を解除することができる。 a. 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されている場合にあっては当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合。 b. 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が終息し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合。 ② 本店 本店警戒本部長は、発電所警戒本部長から警戒体制の解除について協議があった場合、本項(2). ①. a. 又はb. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、本店における警戒本部を解散することができる。	記載の適正化 組織改定に伴う改定

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
(3) 原子力防災体制の発令 ① 発電所 a. 第2章第1節1.(2)の区分に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 b. 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織による発電所対策本部を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理する。 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合は、別図2-5により直ちに本店発電管理室長(発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬の場合は、災害が発生した場所に応じて、本店資材燃料室長又は本店発電管理室長、以下同じ。)に報告する。なお、原子力防災体制の区分を変更する場合も同様の報告を行う。 c. 原子力防災管理者は、複数号機で同時に特定事象が発生した場合又は特定事象に至ると判断した場合、号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示するとともに、本部員等から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。 また、不測の事態が発生した場合(遠隔操作可能な装置を使用する場合等を含む。)、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、本部員等から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。 ② 本店 本店発電管理室長又は本店資材燃料室長は、原子力防災管理者から発電所における原子力防災体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに本店総務室長に伝達する。本店総務室長は、別図2-5により社内関係箇所に伝達する。また、報告を受けた社長は、本店における原子力防災体制を発令するとともに、直ちに別図2-3に定める本店対策本部を設置し、自ら本店対策本部長として本店対策本部を統括管理する。 (4) 原子力防災体制の解除 ① 発電所 発電所対策本部長は、次の場合、本店対策本部長と協議のうえ、原子力防災体制を解除することができる。	(3) 原子力防災体制の発令 ① 発電所 a. 第2章第1節1.(2)の区分に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。 b. 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図2-1の原子力防災組織による発電所対策本部を設置し、自ら発電所対策本部長として発電所対策本部を統括管理する。 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合は、別図2-5により直ちに発電管理室長(発電所が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬の場合は、災害が発生した場所に応じて、<u>経理・資材室長</u>又は発電管理室長、以下同じ。)に報告する。なお、原子力防災体制の区分を変更する場合も同様の報告を行う。 c. 原子力防災管理者は、複数号機で同時に特定事象が発生した場合又は特定事象に至ると判断した場合、号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示するとともに、本部員等から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。 また、不測の事態が発生した場合(遠隔操作可能な装置を使用する場合等を含む。)、発電所対策本部の要員の中から必要に応じて特命班を編成させるとともに、本部員等から特命班を指揮する者を指名して必要な対応にあたらせる。 ② 本店 発電管理室長又は<u>経理・資材室長</u>は、原子力防災管理者から発電所における原子力防災体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに別図2-5により社内関係箇所に伝達する。また、報告を受けた社長は、本店における原子力防災体制を発令するとともに、直ちに別図2-3に定める本店対策本部を設置し、自ら本店対策本部長として本店対策本部を統括管理する。 (4) 原子力防災体制の解除 ① 発電所 発電所対策本部長は、次の場合、本店対策本部長と協議のうえ、原子力防災体制を解除することができる。	記載の適正化 組織改定に伴う改定 組織改定に伴う改定 組織改定に伴う改定

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
a. 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第 22 条により設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合 b. 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、原子力災害の発生事象の原因の除去及び被害範囲の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第 1 章第 4 節 1. (2) の地域防災計画を有する地方公共団体の意見も聴いたうえで、事象が収束したと判断した場合 ②本店 本店対策本部長は、発電所対策本部長から原子力防災体制の解除について協議があった場合、本項(4)①a. 又は b. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制を解除することができる。 2. 権限の行使 (1) 原子力防災体制が発令された場合、発電所の緊急事態応急対策等に関する一切の業務は、発電所対策本部のもとで行う。 (2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使してこの計画に基づく緊急事態応急対策の活動等を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置を講じることとする。 なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。 (3) 発電所対策本部の要員は、発電所対策本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等に従事する。 3. 要員の非常招集の方法 (1) 原子力防災管理者は、発電所における警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2-1 に示す発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-6 に示す招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。また、各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における原子力防災要員の動向を把握する。 (2) <u>本店発電管理室長及び本店総務室長</u>は、発電所から警戒体制発令の連絡があった場合、別図 2-3 に定める本店警戒本部の組織から発生事象に応じ、必要な要員を非常招集するため、別図 2-7 に定める招集連絡経路を整備する。 なお、<u>本店総務室長</u>は、あらかじめ本店警戒本部の要員の動員計画を策定し、これを本店警戒本部組織の構成員に周知する。	a. 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第 22 条により設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織で対応可能と判断した場合 b. 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、原子力災害の発生事象の原因の除去及び被害範囲の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第 1 章第 4 節 1. (2) の地域防災計画を有する地方公共団体の意見も聴いたうえで、事象が収束したと判断した場合 ②本店 本店対策本部長は、発電所対策本部長から原子力防災体制の解除について協議があった場合、本項(4)①a. 又は b. の条件に合致していることを確認したうえで、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制を解除することができる。 2. 権限の行使 (1) 原子力防災体制が発令された場合、発電所の緊急事態応急対策等に関する一切の業務は、発電所対策本部のもとで行う。 (2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使してこの計画に基づく緊急事態応急対策の活動等を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置を講じることとする。 なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。 (3) 発電所対策本部の要員は、発電所対策本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等に従事する。 3. 要員の非常招集の方法 (1) 原子力防災管理者は、発電所における警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2-1 に示す発電所対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-6 に示す招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。また、各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における原子力防災要員の動向を把握する。 (2) 発電管理室長は、発電所から警戒体制発令の連絡があった場合、別図 2-3 に定める本店警戒本部の組織から発生事象に応じ、必要な要員を非常招集するため、別図 2-7 に定める招集連絡経路を整備する。 なお、<u>発電管理室長</u>は、あらかじめ本店警戒本部の要員の動員計画を策定し、これを本店警戒本部組織の構成員に周知する。	変更なし 組織改定に伴う改定 組織改定に伴う改定

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
(3) 本店発電管理室長及び本店総務室長は、発電所から原子力防災体制発令連絡があった場合、別図 2-3 に定める本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図 2-7 に示す非常招集経路を整備する。また、<u>本店総務室長</u>は、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。また、本店各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における本店対策本部の組織要員の動向を把握する。 4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期すため以下の通報連絡先の一覧表を整備しておく。 (1) 別図 2-5 に示す原子力防災体制発令時の連絡経路 (2) 別図 2-8 に示す発電所対策本部設置後の報告連絡経路 (3) 別図 2-9-1 に示す警戒事象に基づく通報(連絡)経路 (4) 別図 2-9-2 及び別図 2-9-3 に示す原災法第 10 条第 1 項に基づく社外通報(連絡)経路 (5) 別図 2-9-4 及び別図 2-9-5 に示す原災法第 10 条第 1 項に基づく社外通報後の報告(連絡)経路 第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備 1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置及び検査 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に基づき別表 2-10 に示す放射線測定設備(以下「モニタリングポスト」という。)を設置し、次の各項に定める各マネージャーに次の措置を講じさせる。 (1) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。また、設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。 (2) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストを年 1 回以上定期的に校正し、記録を 1 年間保存する。	(3) 発電管理室長は、発電所から原子力防災体制発令連絡があった場合、別図 2-3 に定める本店対策本部組織の要員を非常招集するため、別図 2-7 に示す非常招集経路を整備する。また、<u>発電管理室長</u>は、あらかじめ本店対策本部の要員の動員計画を策定し、これを本店対策本部組織の構成員に周知する。また、本店各室長は、平常時より、緊急時に備え、休祭日・夜間における本店対策本部の組織要員の動向を把握する。 4. 通報連絡先の一覧表の整備 原子力防災管理者は、通報連絡に万全を期すため以下の通報連絡先の一覧表を整備しておく。 (1) 別図 2-5 に示す原子力防災体制発令時の連絡経路 (2) 別図 2-8 に示す発電所対策本部設置後の報告連絡経路 (3) 別図 2-9-1 に示す警戒事象に基づく通報(連絡)経路 (4) 別図 2-9-2 及び別図 2-9-3 に示す原災法第 10 条第 1 項に基づく社外通報(連絡)経路 (5) 別図 2-9-4 及び別図 2-9-5 に示す原災法第 10 条第 1 項に基づく社外通報後の報告(連絡)経路 第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備 1. 周辺監視区域付近の放射線測定設備の設置及び検査 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に基づき別表 2-10 に示す放射線測定設備(以下「モニタリングポスト」という。)を設置し、次の各項に定める各マネージャーに次の措置を講じさせる。 (1) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。また、設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。 (2) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストを年 1 回以上定期的に校正し、記録を 1 年間保存する。	組織改定に伴う改定 組織改定に伴う改定

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
(3) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理又は代替品を補充する。発電長及び放射線・化学管理グループマネージャーは、この間、他のモニタリングポストを監視する等の措置を講じる。 (4) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、様式 4 を用いて設置又は変更した日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 (5) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第 11 条第 5 項の検査を受けるため、(4) の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。 ① 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名 ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地 ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要 (6) 運転管理グループマネージャーは、モニタリングポストにより測定した放射線量の記録を、1 年間保存する。また、安全・防災グループマネージャーは、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。 2. 原子力防災資機材の整備 (1) 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 2 項に定められた原子力防災資機材として別表 2-11 に定める原子力防災資機材を確保するとともに、次の措置を講じる。 ① 定期的に保守点検を行う。 ② 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式 5 を用いて、備え付けた日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況については、翌月 7 日までに同様に届け出る。 (3) 原子力防災管理者は、関係機関等へ迅速かつ的確な通信連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。	(3) 電気・制御グループマネージャーは、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理又は代替品を補充する。発電長及び放射線・化学管理グループマネージャーは、この間、他のモニタリングポストを監視する等の措置を講じる。 (4) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、様式 4 を用いて設置又は変更した日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。 (5) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第 11 条第 5 項の検査を受けるため、(4) の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。 ① 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名 ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地 ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要 (6) 運転管理グループマネージャーは、モニタリングポストにより測定した放射線量の記録を、1 年間保存する。また、安全・防災グループマネージャーは、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。 2. 原子力防災資機材の整備 (1) 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 2 項に定められた原子力防災資機材として別表 2-11 に定める原子力防災資機材を確保するとともに、次の措置を講じる。 ① 定期的に保守点検を行う。 ② 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式 5 を用いて、備え付けた日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況について、翌月 7 日までに同様に届け出る。 (3) 原子力防災管理者は、関係機関等へ迅速かつ的確な通信連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上に努める。	変更なし

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
3. その他原子力防災関連資機材等の整備 原子力防災管理者は、前項に加え別表 2-12 に定める原子力防災関連資機材及び別表 2-13 に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保するとともに、シビアアクシデント対策等に関する資機材については、別図 2-14 を目安に配置する。また、各マネージャーは、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 4. 本店における原子力防災関連資機材等の整備 本店総務室長及び本店発電管理室長は、別表 2-15 に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。また、本店総務室長及び本店発電管理室長は、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 5. 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材等の整備 本店総務室長は、別表 2-16 で定める原子力防災関連資機材を確保する。また、各マネージャーは、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備 1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料 原子力防災管理者は、原災法第 12 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（福井県敦賀原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。）に備え付けるため、別表 2-17 に定める資料を内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県に提出する。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行い、提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。 2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料 原子力防災管理者は、発電所対策本部が設置される場所に、別表 2-18 に定める資料を備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。	3. その他原子力防災関連資機材等の整備 原子力防災管理者は、前項に加え別表 2-12 に定める原子力防災関連資機材及び別表 2-13 に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保するとともに、シビアアクシデント対策等に関する資機材については、別図 2-14 を目安に配置する。また、各マネージャーは、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 4. 本店における原子力防災関連資機材等の整備 本店総務室長及び発電管理室長は、別表 2-15 に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。また、本店総務室長及び発電管理室長は、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 5. 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材等の整備 発電管理室長は、別表 2-16 で定める原子力防災関連資機材を確保する。また、各マネージャーは、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。 第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備 1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料 原子力防災管理者は、原災法第 12 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設（福井県敦賀原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。）に備え付けるため、別表 2-17 に定める資料を内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県に提出する。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行い、提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。 2. 発電所対策本部が設置される場所に備え付ける資料 原子力防災管理者は、発電所対策本部が設置される場所に、別表 2-18 に定める資料を備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。	組織改定に伴う改定 組織改定に伴う改定

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
3. 本店総合対策本部が設置される場所に備え付ける資料 本店総務室長は、本店対策本部が設置される場所に、別表 2-19 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 本店総務室長は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表 2-20 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 本店総務室長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表 2-21 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。	3. 本店総合対策本部が設置される場所に備え付ける資料 発電管理室長は、本店対策本部が設置される場所に、別表 2-19 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料 発電管理室長は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表 2-20 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 5. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 発電管理室長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表 2-21 に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。	組織改定に伴う改定 組織改定に伴う改定 組織改定に伴う改定
第 5 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検 1. 緊急時対策室 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図 2-22 に示す場所に設置した緊急時対策室を、別表 2-23 により維持する。 (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策室について、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-23 に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策室に電源が供給可能なように整備・点検する。 (4) 原子力防災管理者は、別表 2-12 に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。 ① ファクシミリ^{※1}、電話^{※1} ② テレビ会議システム^{※1} ③ プラントデータ表示システム（以下「SPDS」という。）による国へのデータ伝送機能^{※1} ※1 衛星系ネットワーク：平成 25 年度末整備完了予定 ※2 伝送経路の多重化・多様化：原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第 2 データセンターの整備完了後、平成 27 年度上期中に整備完了予定	第 5 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検 1. 緊急時対策室 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図 2-22 に示す場所に設置した緊急時対策室を、別表 2-23 により維持する。 (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策室について、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-23 に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策室に電源が供給可能なように整備・点検する。 (4) 原子力防災管理者は、別表 2-12 に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。 ① ファクシミリ、電話 ② テレビ会議システム ③ プラントデータ表示システム（以下「SPDS」という。）による国へのデータ伝送機能^{※1} ※1 伝送経路の多重化・多様化：原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第 2 データセンターの整備完了後、平成 27 年度上期中に整備完了予定	総合原子力防災衛星系ネットワーク整備完了に伴う削除

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
2. 集合、退避場所 安全・防災グループマネージャーは、別図 2-22 に示す場所を集合・退避場所に指定し、関係者に周知する。また、これを変更したときも同じとする。 3. 応急処置室 総務グループマネージャーは、別図 2-24 に示す場所に応急処置室を整備する。 4. 気象観測装置 放射線・化学管理グループマネージャーは、別表 2-25 に示す場所に設置した気象観測装置の検出部、表示部及び記録装置を適正な状態で維持する。別表 2-25 の表のとおり定期的に点検を行い、記録を 1 年間保存する。また、当該装置に不具合が認められた場合は速やかに修理する。 運転管理グループマネージャーは、気象観測装置により測定した記録を、1 年間保存する。 5. プラントデータ表示システム プラント管理グループマネージャーは、発電所における SPDS を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 6. SPDS による国へのデータ伝送 (1) プラント管理グループマネージャーは、別表 2-26 に定めるデータを緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）に伝送する SPDS を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 (2) プラント管理グループマネージャーは、作業等により国が運用する ERSS へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。 なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。 7. 緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置 総務グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、発電所における緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。	2. 集合、退避場所 安全・防災グループマネージャーは、別図 2-22 に示す場所を集合・退避場所に指定し、関係者に周知する。また、これを変更したときも同じとする。 3. 応急処置室 総務グループマネージャーは、別図 2-24 に示す場所に応急処置室を整備する。 4. 気象観測装置 放射線・化学管理グループマネージャーは、別表 2-25 に示す場所に設置した気象観測装置の検出部、表示部及び記録装置を適正な状態で維持する。別表 2-25 の表のとおり定期的に点検を行い、記録を 1 年間保存する。また、当該装置に不具合が認められた場合は速やかに修理する。 運転管理グループマネージャーは、気象観測装置により測定した記録を、1 年間保存する。 5. プラントデータ表示システム プラント管理グループマネージャーは、発電所における SPDS を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。 6. SPDS による国へのデータ伝送 (1) プラント管理グループマネージャーは、別表 2-26 に定めるデータを緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）に伝送する SPDS を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 (2) プラント管理グループマネージャーは、作業等により国が運用する ERSS へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。 なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。 7. 緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置 総務グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは、発電所における緊急呼出システム、ページング及び所内放送装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。	変更なし

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
8. 本店総合災害対策本部室 (1) <u>本店総務室長</u>は、本店総合災害対策本部室を別表 2-27 により維持する。 (2) 本店の各室長は、本店総合災害対策本部室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-27 に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) <u>本店総務室長</u>は、非常用電源を本店総合災害対策本部室に供給可能なように整備・点検する。 (4) 本店の各室長は、別表 2-15 に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 ① ファクシミリ[※]、電話[※] ② テレビ会議システム[※] ※ <u>衛星系ネットワーク：平成 25 年度末整備完了予定</u>	8. 本店総合災害対策本部室 (1) <u>発電管理室長</u>は、本店総合災害対策本部室を別表 2-27 により維持する。 (2) 本店の各室長は、本店総合災害対策本部室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表 2-27 に示す仕様が維持されていることを確認する。 (3) <u>発電管理室長</u>は、非常用電源を本店総合災害対策本部室に供給可能なように整備・点検する。 (4) 本店の各室長は、別表 2-15 に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 ① ファクシミリ、電話 ② テレビ会議システム	組織改定に伴う改定 組織改定に伴う改定 統合原子力防災衛星系ネットワーク整備完了に伴う削除
9. 原子力事業所災害対策支援拠点 <u>本店総務室長</u>は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を別表 2-28 のとおりあらかじめ選定しておく。なお、敦賀発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図 2-29 に示す。 (1) 被ばく管理・入退域管理 (2) 汚染検査（サーベイ）・除染 (3) 車両や重機等の除染・汚染検査 (4) 更衣及び使用済の防護服等の仮保管 (5) サイト等立入車両の駐車 (6) 物資輸送体制の整備	9. 原子力事業所災害対策支援拠点 <u>発電管理室長</u>は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を別表 2-28 のとおりあらかじめ選定しておく。なお、敦賀発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図 2-29 に示す。 (1) 被ばく管理・入退域管理 (2) 汚染検査（サーベイ）・除染 (3) 車両や重機等の除染・汚染検査 (4) 更衣及び使用済の防護服等の仮保管 (5) サイト等立入車両の駐車 (6) 物資輸送体制の整備	組織改定に伴う改定

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
第6節 原子力防災教育の実施 1. 発電所における原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、次の項目について別表2-30に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制及び組織並びに地域防災計画に関する知識 (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 (3) 放射線防護に関する知識 (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 (5) シビアアクシデントに関する知識 2. 本店における原子力防災教育 本店総務室長は、本店の原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の事項について、別表2-31に定める以下の原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識 (2) 放射線防護に関する知識 (3) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 (4) シビアアクシデントに関する知識 第7節 原子力防災訓練の実施 1. 発電所における原子力防災訓練 (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-32に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。 (2) 原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定する訓練計画等について、あらかじめ原子力防災専門官の指導・助言を受ける。 (3) 原子力防災管理者は、総合訓練又は発電所総合訓練を実施した場合、その結果を評価し、様式6により原子力規制委員会に報告（地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除く）するとともに、その要旨を公表する。	第6節 原子力防災教育の実施 1. 発電所における原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、次の項目について別表2-30に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制及び組織並びに地域防災計画に関する知識 (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識 (3) 放射線防護に関する知識 (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 (5) シビアアクシデントに関する知識 2. 本店における原子力防災教育 発電所管理室長は、本店の原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の事項について、別表2-31に定める以下の原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識 (2) 放射線防護に関する知識 (3) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 (4) シビアアクシデントに関する知識 第7節 原子力防災訓練の実施 1. 発電所における原子力防災訓練 (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-32に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。 (2) 原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定する訓練計画等について、あらかじめ原子力防災専門官の指導・助言を受ける。 (3) 原子力防災管理者は、総合訓練又は発電所総合訓練を実施した場合、その結果を評価し、様式6により原子力規制委員会に報告（地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除く）するとともに、その要旨を公表する。	組織改定に伴う改定

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
2. 国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練 原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて、要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。 第8節 関係機関との連携 1. 国との連携 (1) 原子力防災管理者は、本店と協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。 (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画について原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。 (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。 2. 地方公共団体との連携 (1) 原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 (2) 原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村から放射線防護に関する教育講師派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。 (3) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事から、原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (4) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事から、原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。	2. 国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練 原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて、要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。 第8節 関係機関との連携 1. 国との連携 (1) 原子力防災管理者は、本店と協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。 (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画について原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。 (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。 2. 地方公共団体との連携 (1) 原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 (2) 原子力防災管理者は、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村から放射線防護に関する教育講師派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。 (3) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事から、原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (4) 原子力防災管理者は、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事から、原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。	変更なし

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
3. 防災関係機関等との連携 原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（敦賀美方消防組合消防本部、敦賀警察署、敦賀海上保安部その他関係機関）とは、平常時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用 (1) <u>本店総務室長</u>は、別表2-33に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図る。 (2) <u>本店総務室長</u>は、別表2-33に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と、都度、必要な協議を行う。 (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成する。	3. 防災関係機関等との連携 原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（敦賀美方消防組合消防本部、敦賀警察署、敦賀海上保安部その他関係機関）とは、平常時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用 (1) <u>発電管理室長</u>は、別表2-33に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図る。 (2) <u>発電管理室長</u>は、別表2-33に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と、都度、必要な協議を行う。 (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成する。	組織改定に伴う改定 組織改定に伴う改定

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
第3節 緊急事態応急対策 1. 該当事象発生時の報告 発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に基づく別表3-6に定める報告基準に至った場合は、様式10を用いて、別図2-9-4（事業所外運搬の場合）にあっては様式11を用いて、別図2-9-5）に示す報告（連絡）経路に基づき、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事並びに関係機関にファクシミリ装置及び電話で報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。 2. 応急措置の継続実施 発電所対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.「要員の派遣、資機材の貸与」を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して講じる。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。 3. 要員の派遣、資機材の貸与 (1) 発電所対策本部長は、本店の協力を得て指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-7に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。 (2) 派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表3-7に定める業務を行う。また、その業務内容について、発電所対策本部長に報告する。 なお、事業所外運搬の場合は現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指示に基づき災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。 (3) 発電所対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、本店並びに他の原子力事業者から以下の支援を必要とするときは、本店対策本部長等に要請する。 ① 本店対策本部からの要員の派遣及び資機材の貸与 ② あらかじめ関西電力株式会社、日本原子力研究開発機構及び当社で定める若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与 ③ 全国の電力会社等で締結した「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく支援	第3節 緊急事態応急対策 1. 該当事象発生時の報告 発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に基づく別表3-6に定める報告基準に至った場合は、様式10を用いて、別図2-9-4（事業所外運搬の場合）にあっては様式11を用いて、別図2-9-5）に示す報告（連絡）経路に基づき、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事並びに関係機関にファクシミリ装置及び電話で報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。 2. 応急措置の継続実施 発電所対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.「要員の派遣、資機材の貸与」を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して講じる。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。 3. 要員の派遣、資機材の貸与 (1) 発電所対策本部長は、本店の協力を得て指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する発電所敷地外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-7に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。 (2) 派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表3-7に定める業務を行う。また、その業務内容について、発電所対策本部長に報告する。 なお、事業所外運搬の場合は現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指示に基づき災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。 (3) 発電所対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、本店並びに他の原子力事業者から以下の支援を必要とするときは、本店対策本部長等に要請する。 ① 本店対策本部からの要員の派遣及び資機材の貸与 ② あらかじめ関西電力株式会社、日本原子力研究開発機構及び当社で定める若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与 ③ 全国の電力会社等で締結した「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく支援	変更なし

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策 発電所対策本部長は、本店等の協力を得て、直ちに別表 3-7 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。 第4章 原子力災害中長期対策の実施 第1節 原子力災害中長期対策の計画等 1. 原子力災害中長期対策の計画 発電所対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について原子力災害中長期対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地中長期対策連絡会議等にて、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に報告するとともにあらかじめ定める関係機関に送付する。 (1) 原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節 2. 参照） (2) 環境放射線モニタリングに関する事項 (3) 汚染検査、汚染除去に関する事項 (4) 広報活動に関する事項 (5) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項 (6) 原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項 2. 原子炉施設の復旧対策の実施 発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握 (2) 原子炉施設の除染の実施 (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施 (4) 放射性物質の追加放出の防止 3. 原子力防災体制の解除 (1) 発電所対策本部長は、この計画の第2章第2節 1. (4) ①により原子力防災体制を解除する。また、原子力防災管理者は、原子力防災体制を解除し発電所対策本部を解散したときは、本店発電管理室長に報告し、別図 2-9-4 (事業所外運搬にあつては別図 2-9-5) に定める報告（連絡）経路に基づき各機関及びあらかじめ定める関係機関に連絡する。 (2) 本店対策本部長は、第2章第2節 1. (4) ②により原子力防災体制を解除した場合、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。	4. 事業所外運搬における緊急事態応急対策 発電所対策本部長は、本店等の協力を得て、直ちに別表 3-7 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。 第4章 原子力災害中長期対策の実施 第1節 原子力災害中長期対策の計画等 1. 原子力災害中長期対策の計画 発電所対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について原子力災害中長期対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地中長期対策連絡会議等にて、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に報告するとともにあらかじめ定める関係機関に送付する。 (1) 原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節 2. 参照） (2) 環境放射線モニタリングに関する事項 (3) 汚染検査、汚染除去に関する事項 (4) 広報活動に関する事項 (5) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項 (6) 原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項 2. 原子炉施設の復旧対策の実施 発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握 (2) 原子炉施設の除染の実施 (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施 (4) 放射性物質の追加放出の防止 3. 原子力防災体制の解除 (1) 発電所対策本部長は、この計画の第2章第2節 1. (4) ①により原子力防災体制を解除する。また、原子力防災管理者は、原子力防災体制を解除し発電所対策本部を解散したときは、発電管理室長に報告し、別図 2-9-4 (事業所外運搬にあつては別図 2-9-5) に定める報告（連絡）経路に基づき各機関及びあらかじめ定める関係機関に連絡する。 (2) 本店対策本部長は、第2章第2節 1. (4) ②により原子力防災体制を解除した場合、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。	変更なし 記載の適正化

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
4. 原因究明及び再発防止対策 発電所対策本部長は、本店対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。 5. 汚染の除去 本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。 6. 被災者への生活再建等の支援 本店対策本部長は、国及び地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。 第2節 要員の派遣、資機材の貸与 1. 原子力災害中長期対策に係る相互協力 発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、前節の原子力災害中長期対策計画に基づき別表 4-1 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。 2. 他の原子力事業者への応援要請 発電所対策本部長は、前項の業務に関し、他の原子力事業者の要員の派遣又は資機材の貸与を必要とする場合、次により応援要請を行う。 (1) 電力各社の応援を必要とするときは、本店対策本部庶務班長に要請する。これを受けて本店対策本部庶務班長は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、電力各社に応援を要請する。 (2) 福井県内の原子力事業者の応援を必要とするときは、関西電力株式会社、日本原子力研究開発機構及び当社で構成される支援組織である若狭地域原子力事業者支援連携本部に要請する。	4. 原因究明及び再発防止対策 発電所対策本部長は、本店対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。 5. 汚染の除去 本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。 6. 被災者への生活再建等の支援 本店対策本部長は、国及び地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。 第2節 要員の派遣、資機材の貸与 1. 原子力災害中長期対策に係る相互協力 発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害中長期対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、前節の原子力災害中長期対策計画に基づき別表 4-1 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講じる。派遣された要員は、各機関の指示に基づき、広報活動及び環境モニタリング等、必要な業務を行う。 2. 他の原子力事業者への応援要請 発電所対策本部長は、前項の業務に関し、他の原子力事業者の要員の派遣又は資機材の貸与を必要とする場合、次により応援要請を行う。 (1) 電力各社の応援を必要とするときは、本店対策本部庶務班長に要請する。これを受けて本店対策本部庶務班長は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、電力各社に応援を要請する。 (2) 福井県内の原子力事業者の応援を必要とするときは、関西電力株式会社、日本原子力研究開発機構及び当社で構成される支援組織である若狭地域原子力事業者支援連携本部に要請する。	変更なし

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
第5章 その他 第1節 福井県内の他原子力事業所への協力 原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）が発生し、発災事業者から応援の要請があった場合、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。 （1） 別表5-1に定める要員の派遣及び資機材の貸与 （2） 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与の要請への協力 （3） （1）及び（2）による協力を円滑に進めるための発電所支援会議の設置 第2節 福井県外の原子力事業所等への協力 原子力防災管理者は、福井県外の当社以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、<u>本店総務室長</u>の要請に応じ当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を支援するため、別表5-2に定める要員の派遣及び資機材の貸与を行う。	第5章 その他 第1節 福井県内の他原子力事業所への協力 原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）が発生し、発災事業者から応援の要請があった場合、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害中長期対策を支援するため、次の措置を講じる。 （1） 別表5-1に定める要員の派遣及び資機材の貸与 （2） 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与の要請への協力 （3） （1）及び（2）による協力を円滑に進めるための発電所支援会議の設置 第2節 福井県外の原子力事業所等への協力 原子力防災管理者は、福井県外の当社以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、<u>発電管理室長</u>の要請に応じ当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を支援するため、別表5-2に定める要員の派遣及び資機材の貸与を行う。	組織改定に伴う変更

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由																																														
別表 2 - 4 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位 <table><tr><th>代行順位</th><th>副原子力防災管理者</th></tr><tr><td>1</td><td>所長代理</td></tr><tr><td>2</td><td>副所長 原子力災害防止担当</td></tr><tr><td>3</td><td>次長、安全推進担当</td></tr><tr><td>4</td><td>次長、能力開発担当</td></tr><tr><td>5</td><td>次長、業務高度化支援担当、環境共生担当</td></tr><tr><td>6</td><td>発電室員（次長）</td></tr><tr><td>7</td><td>安全管理室長</td></tr><tr><td>8</td><td>保修室副室長</td></tr><tr><td>9</td><td>保修室員（次長）</td></tr><tr><td>10</td><td>保修室員（次長）</td></tr><tr><td>11</td><td>技術センター長</td></tr></table>	代行順位	副原子力防災管理者	1	所長代理	2	副所長 原子力災害防止担当	3	次長、安全推進担当	4	次長、能力開発担当	5	次長、業務高度化支援担当、環境共生担当	6	発電室員（次長）	7	安全管理室長	8	保修室副室長	9	保修室員（次長）	10	保修室員（次長）	11	技術センター長	別表 2 - 4 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位 <table><tr><th>代行順位</th><th>副原子力防災管理者</th></tr><tr><td>1</td><td>所長代理</td></tr><tr><td>2</td><td>副所長、業務効率化推進担当</td></tr><tr><td>3</td><td>副所長、能力開発担当</td></tr><tr><td>4</td><td>副所長、原子力災害防止担当</td></tr><tr><td>5</td><td>次長、業務高度化支援担当、環境共生担当</td></tr><tr><td>6</td><td>次長、安全推進担当</td></tr><tr><td>7</td><td>安全管理室長</td></tr><tr><td>8</td><td>保修室副室長</td></tr><tr><td>9</td><td>保修室員（次長）</td></tr><tr><td>10</td><td>技術センター長</td></tr></table>	代行順位	副原子力防災管理者	1	所長代理	2	副所長、業務効率化推進担当	3	副所長、能力開発担当	4	副所長、原子力災害防止担当	5	次長、業務高度化支援担当、環境共生担当	6	次長、安全推進担当	7	安全管理室長	8	保修室副室長	9	保修室員（次長）	10	技術センター長	人事異動に伴う変更
代行順位	副原子力防災管理者																																															
1	所長代理																																															
2	副所長 原子力災害防止担当																																															
3	次長、安全推進担当																																															
4	次長、能力開発担当																																															
5	次長、業務高度化支援担当、環境共生担当																																															
6	発電室員（次長）																																															
7	安全管理室長																																															
8	保修室副室長																																															
9	保修室員（次長）																																															
10	保修室員（次長）																																															
11	技術センター長																																															
代行順位	副原子力防災管理者																																															
1	所長代理																																															
2	副所長、業務効率化推進担当																																															
3	副所長、能力開発担当																																															
4	副所長、原子力災害防止担当																																															
5	次長、業務高度化支援担当、環境共生担当																																															
6	次長、安全推進担当																																															
7	安全管理室長																																															
8	保修室副室長																																															
9	保修室員（次長）																																															
10	技術センター長																																															

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
別図 2 - 5 原子力防災体制発令時の連絡経路	別図 2 - 5 原子力防災体制発令時の連絡経路	組織改定に伴う変更

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

修正前	修正後	理 由
本店対策本部要員の非常招集連絡経路 別図 2-7 <pre> graph TD A[原子力防災管理者] -.-> B[発電管理室長] B --> C[社長、副社長等関係役員] B --> D[迎待室長（本店）] D --> E[本店対策本部 庶務班長指名者] E --> F[通常勤務時間帯：館内放送] F --> G[休祭日、夜間の時間帯：本店対策本部各班の班長] G --> H[本店対策本部各班の副班長] H --> I[本店対策本部各班の班員] I --> J([本店総合災害対策本部に非常招集]) F --> J </pre>	本店対策本部要員の非常招集連絡経路 別図 2-7 <pre> graph TD A[原子力防災管理者] -.-> B[発電管理室長] B --> C[社長、副社長等関係役員] B --> D[本店対策本部 庶務班長指名者] D --> E[通常勤務時間帯：館内放送] E --> F[休祭日、夜間の時間帯：本店対策本部各班の班長] F --> G[本店対策本部各班の副班長] G --> H[本店対策本部各班の班員] H --> I([本店総合災害対策本部に非常招集]) E --> I </pre>	組織改定に伴う変更